# 個人馬主登録(本邦外居住者)

1. 競馬の公正確保上、馬主として適格でないと認める基準

(1)	共通事項	申請者が第1の1の(1)、(2)又は(4)に該当する場合
(2)	所得・資産関係	所得・資産の状況からみて、競走馬を継続的に調教師に預託することが困難であると認められる者
		(今後も継続的に得られることが見込まれる所得の額が1,700万円以上かつ資産の額が7,500万円以上の者は、上
		記に該当しない者として扱う。なお、為替レートは審査直近のものを使用する。)
(3)	免許または登録を	① 免許または登録を受けている競馬統括機関が権限のある競馬機関(国際競馬統括機関連盟… I F H A 【International
	受けている競馬統	Federation of Horseracing Authorities】の加盟機関または加盟機関が属する国の馬主登録機関など)であると認められ
	括機関に関する事	ない場合。
	項	② 以下に挙げる調査・確認項目について当該競馬統括機関からの回答が不十分である場合
		・申請者の馬主登録状況(登録年月日、所有頭数、活動状況など)
		・馬主免許または登録を行うに際し、当該競馬統括機関が調査・確認している事項(履歴事項、人物面、経済面など)
(4)	その他	① 海外の権限のある競馬機関のもとで個人馬主または法人馬主代表者等として主体的に活動した実績が1年未満の場合
		② 海外において調教師、騎手、調教助手、厩務員等を業としている者
		③ 登録または免許を受けている競馬統括機関の回答内容から馬主として登録することが適当でないと判断される者

## 2. その他審査上の事項等

(1)	申請時の必要書類	日本中央競馬会競馬施行規程第14条の3に定めるもののほか、馬主登録申請の際に提出を要する証明書その他の書類は以
		下のものとする。
		1. 個人馬主登録申請書(写真を貼付)
		2. パスポートの写し
		3. 所得税に関する申告書類の写し
		4. 所得額を証明する公的書類
		5. 預金残高証明書・有価証券所有証明書など申請者自らが所有する資産の額を示す書類 ※金融機関発行の原本に限る
		6. 負債の額を示す書類
		7. 登記事項証明書、決算報告書など、自身が経営・勤務する法人の業務内容、経営状況を示す書類
		8. 日本国内に銀行口座を有する旨の証明書類(審査終了後の提出でも可)
		9. その他、本会が提出を要すると認めた書類
		※日本中央競馬会競馬施行規程に定めるものを含め、書類に不足や不備がある場合には審査の対象としない。(8を除く)
(2)	所得額の算定	所得の算出方法は 収入一経費 とし、一時的な所得に係るものについては、第7の1の(2)に掲げる所得の額から除くこと
		とする。
		ただし、給与所得の所得額は日本の所得税法第 28 条の規定に基づき計算する。
		所得額の確認は確定申告書の写しや公的機関発行の所得証明書等によって行うものとする。
		所得については、過去2ヵ年分のものを考慮する。
(3)	資産額の算定	① 第7の1の(2)に掲げる資産の額は、資産総額から負債総額を差し引いた額をいう。
		② 馬主登録審査基準に係る資産の範囲については、別表1のとおりとする。
		③ 負債の内容については、公的機関発行の証明書や民間調査機関発行の証明書、または申請者の署名がなされた「財産およ
		び負債の申告書」(本会様式)により確認する。

(4)	外国要人の取り扱	多岐にわたる公的書類等の提出を求めること自体が著しく国際的儀礼に反すると考えられる者から馬主登録申請が行われ
	い	た際には、第7の2の(1)にかかわらず、その他の適切な方法をもって馬主登録拒否事由に該当するか否かを確認することが
		ある。
		また、免許または登録を受けている競馬統括機関がない者にあっては、日本中央競馬会競馬施行規程第14条の3第2項に
		定める書類を提出できる場合、第7の1の(3)及び(4)の①に掲げる事項は問わない。
(5)	相続馬限定馬主登	登録馬主の死亡により、その相続を受けた個人から、故人名義の競走馬のみを出走させるための馬主登録(相続馬限定馬主
	録に関連する審査	登録)の申請があった場合、登録の適否について、この基準により審査するものとする。ただし、第7の1の(2)に掲げる事
		項については問わない。

#### 3. 連絡責任者に関する事項

### (1) 欠格事項

- ① 本邦外居住者である馬主に係る連絡責任者に関する事項を定める通達(平成20年理事長達第45号)第4条第14号に定める連絡責任者の欠格要件は以下のとおりとする。
  - 1. 日本語に堪能でない者および馬主登録申請者と円滑にコミュニケーションを図ることのできない者
  - 2. 日本を不在とすることが多い、平常の業務が多忙であるといった理由により、日本における連絡責任者としての機能 を果たすことが期待できない者
  - 3. 連絡責任者として馬主に係る事務を代行することについて、当事者間で有効な取り決めが行われていないと判断された場合(必ず記載を要する事項・・・馬主・連絡責任者双方の署名、代行を委託する事務の内容・期間、双方が遵守すべき事項など)
  - 4. その他、馬主に係る事務を代行することが困難であると認められる者
- ② 本邦外居住者である馬主に係る連絡責任者に関する事項を定める通達(平成20年理事長達第45号)第4条第15号に定める連絡責任者の欠格要件は以下のとおりとする。
  - 1. ブックメーカーやインターネット賭事業者など、本会の主催する競馬を賭けの対象とする可能性のある事業を運営(又は従事) する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者
  - 2. 限定した会員に有料で競馬予想情報を提供する事業(いわゆる「会員制競馬予想業」)を運営(又は従事)する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者
  - 3. 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)第1条 各号に掲げる違法な行為を集団的・常習的に行うと認められる団体に属している者をいう。)との交友を窺わせる具体 的事実が判明したとき。
  - 4. 規範意識や遵法精神に欠ける行動を頻繁に行うなど、連絡責任者として承認することが適当でないと認められる者
  - 5. その他、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者

(2)	その他	本邦外居住者である馬主に係る連絡責任者に関する事項を定める通達(平成20年理事長達第45号)第7条第3号に定める
		「理事長が特に認めた場合」は以下のとおりとする。
		1. 現に連絡責任者として承認を受け、馬主(馬主登録申請者を除く。)に係る事務を行っている者が他の馬主(馬主登
		録申請者を含む。以下本項(2)において同じ。)の連絡責任者となることについて、事務遂行上効率的であることが明
		らかであり、かつ当該連絡責任者が担当する馬主間で利益相反するおそれがないと認められる場合
		2. 本邦外居住馬主の連絡責任者が死亡その他の理由により不在となった際、他の馬主の連絡責任者が暫定的に当該馬主
		に係る事務を行うこととなった場合
		3. その他、1人の連絡責任者が複数の馬主に係る事務を行うことについてやむを得ないと判断された場合

## 馬主登録審査基準に係る資産の範囲

資産要件に係る「資産」の範囲は、自己名義の所有資産であって次に該当するものとする。

- ① 日本国内所在の土地、家屋及び借地権
- ② 預貯金
- ③ 金銭信託及び貸付信託
- ④ 国債、地方債、金融債及び社債
- ⑤ 公社債投資信託及び株式投資信託
- ⑥ 上場株式
- ⑦ 日本国内に所在する株式未公開会社の株式又は出資持分

なお、②~⑥については証明書発行金融機関が評価額も併せて証明しているなど、事務局が時価を確認できる場合に限る。